

お客様各位

2022年1月31日  
株式会社浜松新電力

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴うお客さまに対する電気料金の特別措置について

このたびの新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げると共に、罹患された皆さまや事業活動に影響を受けている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、新型コロナウイルスの影響により一時的に電気料金のお支払いが困難となるお客さまに対し、以下のとおり特別措置を講じることと致しましたのでお知らせ致します。

### 記

#### <特別措置の対象となるお客さま>

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度※1の貸付がなされており、かつ、一時的に電気料金の支払いが困難なお客さま及び休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

※1 各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度

#### <特別措置の内容>

- 2020年2月※2～2021年10月検針分の電気料金の支払期限を各々5か月間延長いたします。※3
- 2021年11月検針分の電気料金の支払期限を4か月間延長いたします。※3
- 2021年12月検針分の電気料金の支払期限を3か月間延長いたします。※3
- 2022年1月検針分の電気料金の支払期限を2か月間延長いたします。※3
- 2022年2月検針分の電気料金の支払期限を1か月間延長いたします。※3

※2 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

※3 ただし延長した支払期限日を経過しても支払われない場合は、延長した支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受ける場合があります。

#### <特別措置のお申し出先>

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社の下記窓口までご連絡ください。

株式会社浜松新電力  
新型コロナウイルス特別措置担当  
平日 9 時 ~17 時 TEL 053-455-5077